

長崎市立滑石中学校「いじめ防止基本方針」

目的

人権尊重の精神に基づき、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一緒に生徒を守り育むことを目的とする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているものをいう。※いじめ防止対策推進法より抜粋

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小・中学校が連携しながら推進していくものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報を交換し、共有するとともに、家庭・地域・教育委員会をはじめ、児童相談所、警察等との連携を推進していくこととする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設ける。また、これらの活動等を通して他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

「めざす生徒像」

- 夢に向かって学び合い高めあう生徒
- 感謝の気持ちを素直に表し支え合い認め合う生徒
- 地域や社会に貢献し、奉仕する心をもつ生徒

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ対策基本方針より抜粋

(保護者の責務) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導 その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(学校及び教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は基本理念に則り当該児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【校内いじめ対策委員会】定例会：週1・水曜日 臨時会：随時（いじめの認知時等）

委員長：校長 副委員長：教頭

常任委員：生徒指導主事（進行）、養護教諭、学年生徒指導担当

教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター

必要に応じて：学年主任、学級担任、部活動顧問、S C、SSW、学校医

1 いじめの防止（第13条）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

（1）校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

- ①特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ②「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。【「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」へ変更】

（2）人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

- ①「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。
- ②生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

（3）学校として特に配慮を要する生徒

- ①発達障害を含む、障害のある生徒
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ④東日本大震災・熊本地震等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒、風水害等の自然災害に遭った生徒

（4）学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

- ①いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。
- ②家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設けるとともに、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用しながら、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

（5）学校基本方針による取組の評価

- ①学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価・改善に取り組む。

2 いじめの早期発見（第16条）

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（1）教職員による観察や情報交換

- ①生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

（2）定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

- ①生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談・保護者面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

（3）「いじめ等相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

- ①校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ等相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。
- ②その充実に向け、学校相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
- ③「いじめ等相談窓口」は、学級担任、養護教諭、学校相談員、SCなど、生徒にとって最も相談しやすい人とともに、大衆的（広義的・一般的）な窓口として校長室を新たに設置する。

（4）相談機関等の周知

- ①学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）について、周知や広報を継続して行う。

3 いじめに対する措置（第23～27条）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

（1）いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査

- ①生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。
- ②その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有するとともに、その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、組織的な対応を図る。
- ④正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。
- ⑤事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

（2）いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ①いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとる。
- ②家庭訪問等により確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- ③あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

（3）いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ③確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

（4）集団への働きかけと継続的指導

- ①はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えていた「傍観者」の中からいじめを抑止する仲裁者が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
- ②全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
- ③いじめが解消したと見られる場合でも、再発する可能性を考慮し、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察するとともに、適宜、必要な注意喚起や指導を行う。

（5）ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図るとともに学校における情報モラル教育を推進する。

4 重大事態への対処（第28条）

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

（1）すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。

（2）特にいじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。（学校・警察相互連絡制度[H21年4月から運用]）

（3）いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。（第30条）

（4）生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事が発生したものとして、直ちに発生の報告を関係機関に行い、当該事案の調査にあたる。

5 年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解及び生徒・保護者への周知 生活アンケート 生徒の情報交換、学年 P T A P T A 総会	10	生活アンケート
5	連休明けの生徒観察・情報交換 体育祭 生活アンケート	11	三者面談（3年） 教育相談（1、年） 生活アンケート
6	教育週間（生命に関する講話・道徳 公開授業） 生活アンケート	12	生徒会役員選挙 人権集会 職員研修会（情報交換） 学年 P T A 生活アンケート
7	生徒総会 三者面談（～8月） 生活アンケート	1	休業中の生徒の情報交換及び共通 理解 生活アンケート
8	平和祈念集会 職員研修会（情報交換）	2	生活アンケート
9	休業中の生徒の情報交換及び共通 理解 生活アンケート 合唱コンクール	3	引継ぎシート作成 新入生説明会 新入生引継ぎ・情報収集 生活アンケート 年間の取組の検証・評価

6 いじめ発見チェックリスト

①登校から朝の会

欠席・遅刻・早退などが増えた。

朝の健康観察で元気がない。

②教科等の時間

用がないのに保健室に行く回数が増えた。

教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。

学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。

授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。

グループにするときに、机を離されたり、避けられたりする。

③休み時間

休み時間に一人で過ごすことが増えた。

遊んでいる時も、特定の相手に必要以上に気を遣う。

遊び仲間が変わった。

④昼食時間・掃除時間

給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳がされる。

重い荷物や汚れたものを持たされることが多い。

掃除時間に一人だけ離れて掃除をしている。

⑤帰りの会から下校

責任を押し付けられたり、追及されたりすることが多い。

帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしない。

⑥部活動

練習の準備や片付けを一人でしていることが多い。

急に部活動をやめたいや、部活動を変わりたいと言い出す。

⑦学校生活全般

グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。

本意でない係や委員に無理やり選出される。

衣服の汚れや擦り傷が見られる。

持ち物や掲示物等に、イタズラや落書きをされる。

持ち物がなくなったり、壊されたりすることがある。

7 いじめに関する主な相談窓口

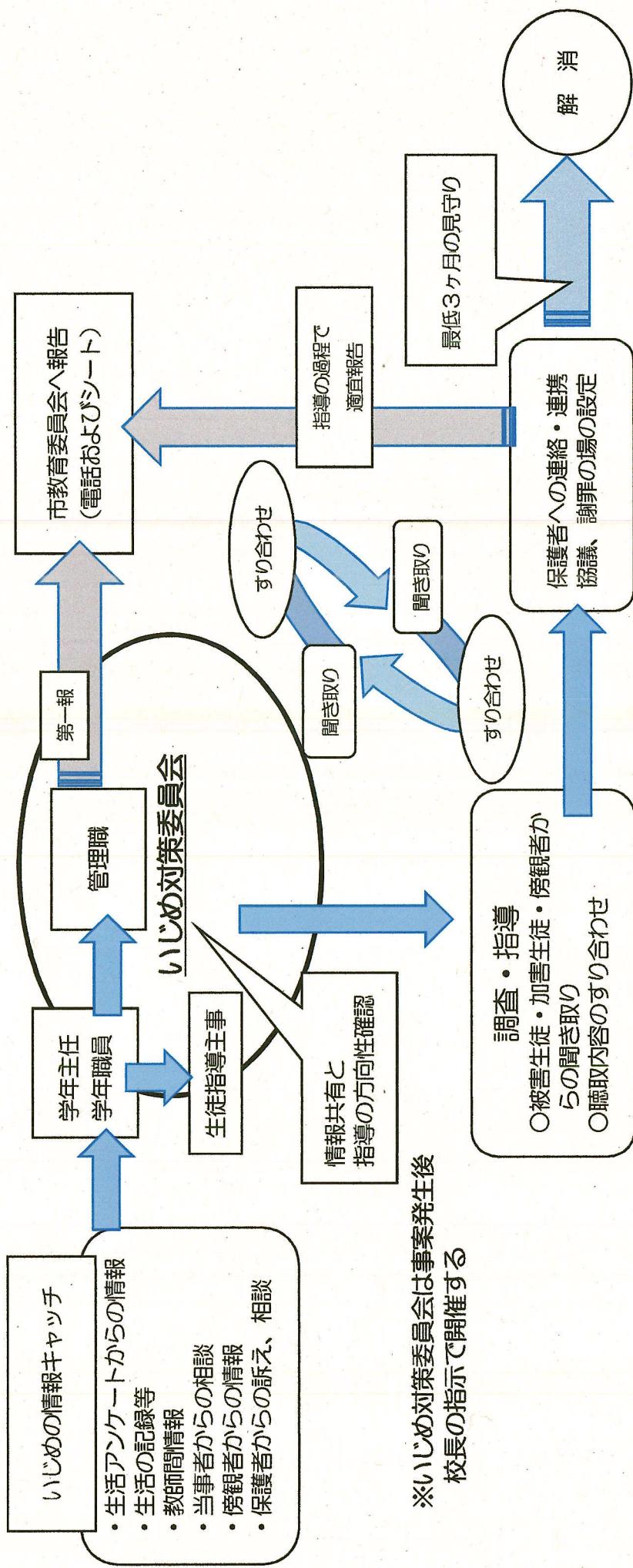
令和7年3月現在

相談窓口（機関名）	電話番号	相談時間
長崎市教委 学校教育課	095-829-1195	平日 9:00~17:00
長崎市こども相談センター	095-829-1122	平日 9:00~17:30
長崎市教育研究所	0120-556-275	平日 9:00~17:00
子ども人権110番（長崎地方法務局）	0120-007-110	平日 8:30~17:15
長崎県警察本部少年課少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	0120-786-714	平日 9:00~17:45
長崎県警生活安全相談窓口	095-823-9110	平日 9:00~17:45
24時間子供SOSダイヤル 「親子ホットライン」（長崎県教育センター）	0120-078-310	24時間受付
心の健康相談統一ダイヤル （長崎子ども・女性・障害者支援センター）	0570-064-556	平日 18:00~翌朝9:30 土日祝 24時間
チャイルドライン（認定NPO）	0120-997-777	毎日 16:00~21:00
長崎いのちの電話（社会福祉法人）	095-842-4343	年中無休9:00~22:00
チャット相談窓口 「あなたのいばしょ」（NPO法人）	https://talkme.jp/	

滑石中学校 問題行動対応チャート（いじめ）

指導の柱

- 1 特に真新しい指導ではなく、当たり前のことを丁寧に行う。
- 2 憶則や先入観で判断せず、事実を一つ一つ確かめていく。
- 3 独断しないで、情報を共有し組織で対応する。



- いじめに理由なしという基本姿勢で被害者を守ることを第一にした対応を図る。
- 「謝罪＝解決」ではなく、指導の過程を丁寧に行うことが解決への道のりであることを念頭に指導を重ねる。
- 関係保護者への事実連絡は必ず教員が直接行う（家庭訪問が原則）
- 保護者も一回の指導でいいじめが解消するとは思っていない。学校側が真摯に対応する
- 保護者が望んでいるのは、早期対応である。保護者も安心する
- これが安心材料であり、細かく情報を伝えながら、対応を重ねることで、被害生徒も保護者も安心する。